



平成27年 2月吉日

関係各位

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
久留米大学 神経精神医学講座 内村 直尚
久留米大学 高次脳疾患研究所 森田 喜一郎
(押印省略)

福岡県認知症医療センター
「認知症地域医療連携協議会」委員の推薦について (御依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご存知のことかと思いますが、福岡県が策定した「福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱(別紙1)」に基づき、当院が福岡県より、平成23年11月15日付で「福岡県認知症医療センター」の指定を受け、北筑後地区を担当しています。

認知症医療センターの運営にあたり、「福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱 第3条2(1)」に基づき、「認知症疾患地域医療連携協議会の開催」が義務づけられています。この協議会は、地域の保健医療、福祉、介護関係者で協議の場を設け、認知症に関する地域の実態把握、関係機関の連携強化、効果的支援方法、普及啓発等をはかることを目的(趣旨)としています。

これまで各団体より1名ご推薦いただき、2年の就任期間が過ぎましたので、この度改めて御依頼をさせていただきました。つきましては貴団体より委員をご推薦いただきますようお願い申し上げます。ご推薦いただく方につきましては、別紙「委員推薦書兼就任承諾書」にご記入の上、3月20日(金)までにFAXにてご提出いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
久留米大学医学部 神経精神医学講座
〒830-0011 久留米市旭町6-7 (担当: 小路、中村)
TEL 0942-31-7564 / 0942-31-7903
FAX 0942-35-6041

別紙

認知症地域医療連携協議会委員推薦書兼就任承諾書

FAX送信先 0942-35-6041
 (福岡県認知症医療センター 久留米大学病院)

※3月20日(金)までにFAXにて、お願いいたします。
※かがみ文は不要です。

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
 認知症医療センター長 殿

下記の者を認知症地域医療連携協議会委員として推薦いたします。

(所属団体名) _____

(代表者名) _____ 印

福岡県認知症医療センター 北筑後地区
認知症疾患地域医療連携協議会委員への就任を承諾いたします。
(就任期間：平成26年度～平成27年度)

(団体名) _____

(役 職) _____

(氏 名) _____ 印

(連絡先) 所在地 _____

電話 _____

FAX _____

E-mail _____

平成27年 2月吉日

関係各位

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
久留米大学 神経精神医学講座 内村 直尚
久留米大学 高次脳疾患研究所 森田 喜一郎
(押印省略)

平成26年度 認知症地域医療連携協議会の開催について（ご案内）

余寒の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、福岡県認知症医療センターの平成26年度認知症地域医療連携協議会を
下記のとおり開催いたします。

つきましては、ご多忙のところ、まことに恐縮ではございますが、万障お繰
り合わせの上、ご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、ご多忙の折大変お手数ですが、平成27年3月20日（金）までに別
紙「出欠連絡票」をFAXにてお送りいただきますよう、あわせてお願い申し
上げます。

記

- 1 日時 平成27年 3月24日（火） 18：00～
- 2 場所 久留米大学病院本館東棟2階 第4・5会議室
- 3 内容 福岡県認知症医療センター活動報告 他

お問い合わせ先

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
久留米大学医学部 神経精神医学講座
〒830-0011 久留米市旭町67（担当：小路、中村）
TEL 0942-31-7564 / 0942-31-7903
FAX 0942-35-6041

別紙

出欠連絡票

FAX送信先 0942-35-6041
 (福岡県認知症医療センター 久留米大学病院)

※大変恐縮ですが3月20日(金)までにFAXにて、お願いいたします。
※かがみ文は不要です。

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
 認知症医療センター長 殿

福岡県認知症医療センター 平成26年度認知症地域医療連携協議会に

ご出席 ご欠席 代理ご出席
 (○でお囲みください)

します。

※代理出席の場合は、お手数ですが下記に出席される方のお名前を
ご記入ください。

(代理出席される方の氏名)

(ご所属)

平成 年 月 日

(ご所属団体)

(ご氏名)

別紙1

福岡県認知症医療センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、福岡県が認知症医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、福岡県とする。ただし、福岡県は、福岡県知事が指定する病院に事業を委託することができるものとする。

(事業内容)

第3条 センターが行う事業内容は、以下のとおりとする。

1 専門的医療機能

(1) 鑑別診断とそれに基づく初期対応

- ア 初期診断
- イ 鑑別診断
- ウ 治療方針の選定
- エ 入院先紹介

(2) 周辺症状と身体合併症への急性期対応

- ア 周辺症状と身体合併症の初期診断・治療(急性期入院医療を含む。)
- イ 周辺症状と身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握

(3) 専門医療相談

- ア 初診前医療相談
 - ① 患者家族等の電話・面談
 - ② 医療機関等紹介
- イ 情報収集・提供
 - ① 地域包括支援センターとの連絡調整
 - ② 認知症初期集中支援チームとの連絡調整
 - ③ その他の関係機関との連絡調整

2 地域連携拠点機能

(1) 認知症疾患地域医療連携協議会の設置及び運営

福岡県医師会・郡市医師会など地域の保健医療関係者、地域包括支援センター、

認知症初期集中支援チームなどの介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会を設置及び運営し、地域の認知症に関する支援体制づくり等に関する協議等を行う。

(2) 認知症疾患医療連携協議会の開催

各認知症疾患地域医療連携協議会で出た意見や問題点等を集約し、協議を行うとともに、情報共有を図るため認知症疾患医療連携協議会を開催する。

(3) 研修会の開催

地域の認知症医療従事者や地域包括支援センター等の関係機関職員に対する研修(事例検討含む)や、認知症患者の家族や地域住民を対象とする研修を開催する。

(4) 情報発信

認知症に関する理解を促すための情報発信を行う。

(実績報告)

第4条 センターは、以下の事項に係る年間の実績を、事業終了後すみやかに福岡県知事に報告するものとする。

(1) 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数

(2) 入院件数(センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院(センターを運営している病院との連携による入院に限る。)それぞれの件数)

(3) 専用医療相談件数(電話による相談及び面接による相談それぞれの件数)

(4) その他、センターで実施した事業に関して、別途福岡県知事が指定するもの

(相談記録等)

第5条 センターは、相談記録票及び相談者名簿等必要な帳簿を備えるものとする。

(個人情報の保護等)

第6条 センターは、個人に対する情報を適正に取り扱わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

1 この要綱は、平成26年9月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

福岡県認知症医療センター 久留米大学病院
認知症地域医療連携協議会開催要綱

(開催)

第1条 久留米大学病院は、福岡県認知症医療センター運営事業の円滑かつ効果的な実施を推進するとともに、地域の実態把握、関係機関の連携強化、効果的支援方法、普及啓発等について、協議を行うため、地域の保健医療関係者、福祉関係者、地域包括支援センターなど介護関係者から構成する認知症疾患地域医療連携協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

なお、ここでいう地域とは、久留米大学病院が、福岡県認知症医療センター事業を受託する際に、福岡県から担当エリアとされた地域（久留米市・小郡市・三井郡大刀洗町・うきは市・大川市・三潞郡大木町）を意味するものである。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実態把握等に必要な情報の収集、蓄積に関すること
- (2) 関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (3) 認知症医療・介護に係る効果的支援方法に関すること。
- (4) その他認知症医療の普及啓発等推進に関し、必要と認められる事務。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関から推薦された委員をもって組織する。

2 次の各号に掲げる機関に対し、福岡県認知症医療センター 久留米大学病院が委員の派遣を要請する。

- (1) 市町村
- (2) 保健所
- (3) 保健・医療関係機関
- (4) 介護関係団体
- (5) 福祉専門職能団体
- (6) その他の団体

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、福岡県認知症医療センター 久留米大学病院が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、関係機関の委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の運営を円滑に行うため、久留米大学病院に事務局を置く。

(事務局) 福岡県認知症医療センター 久留米大学病院

久留米大学医学部 神経精神医学講座 事務局代表：小路 純央

住所：〒830-0011 福岡県久留米市旭町6-7

TEL：0942-35-3311（代表）

(開催要項の変更)

第7条 開催要項の変更については、本協議会で協議し変更することが出来る。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福岡県認知症医療センターが別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成27年1月20日から施行する。